

南丹市社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン

令和2年5月25日

南丹市教育委員会

1. はじめに

南丹市社会体育施設の再開に向けて、各施設を利用いただくに当たり利用者の安全と安心を確保するためには、施設管理側と利用者とが協力して感染防止の取り組みを進める必要があります。

本ガイドラインは、南丹市社会体育施設の利用に際し、施設管理関係者及び利用関係者の安全・安心を確保するため関係者全員で取り組むためにまとめたものです。今後様々な状況や情報等を見極め必要に応じて見直すことがありますのでご留意願います。

2. 社会体育施設の再開時の感染防止策について

改正された新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針を受けて、スポーツ庁が専門家会議の提言等を参考にまとめた「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン(令和2年5月14日)」を参考に南丹市教育委員会は施設の再開に向けて本ガイドラインを作成しました。

つきましては、施設管理者は、以下の内容を踏まえつつ、各施設の特性を勘案して、感染防止のため自らが実施すべき事項と利用者が遵守すべき事項を予め整理し、リスト化するとともに掲示するなど施設管理者だけでなく、利用者を含む関係者全員が感染防止のために取り組むことができるよう工夫していただき施設の管理運営をしていただきますようお願いいたします。

また、公益財団法人日本スポーツ協会・公益財団法人日本障がい者スポーツ協会が策定した「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン(令和2年5月14日)」にも留意しながら、施設管理関係者及び利用関係者の安全・安心が確保できるよう工夫願います。

(1) 施設の予約受付時の対応

施設管理者は、施設の予約受付に際し、感染拡大の防止のために利用者が遵守すべき事項を明確にして、協力を求める必要があります。また、これを遵守できない利用者には、他の利用者の安全を確保する等の観点から、施設の予約を取り消したり、途中退場を求めたりすることがあり得ることを周知することが必要です。さらに、施設を利用した全国的かつ大規模なイベントの開催が見込まれる場合は、事前にイベント主催者に感染リスクへの対応状況を確認し、感染リスクへの対応が整わない場合は、利用許可をしないなど慎重な対応をとることが必要です。

《施設管理者が利用者に求める感染拡大防止のための処置》

①以下の事項に該当する場合は、自主的に利用を見合わせる事。(利用前に周知をする)

ア 体調がよくない場合(例:熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合)

イ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合

ウ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

- ②マスクを持参し、受付・着替え・会話をする際などには着用すること。
- ③こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること。
- ④他の利用者、施設管理関係者との距離(できるだけ2m以上)を確保すること。
※障がい者の誘導や介助を行う場合を除く。
- ⑤利用中に大きな声で会話、応援等をしないこと。
- ⑥感染防止のために施設管理者が決めたその他の措置を遵守し、施設管理者の指示に従うこと。
- ⑦施設利用終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、社会教育課に対して速やかに報告し、その後の対応に協力すること。

(2) 当日の利用受付時の留意事項

施設管理者は、安全に受付を実施するため、以下に配慮して受付事務を行うことが必要です。

- ①受付窓口には、手指消毒剤を設置すること。
- ②発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように呼び掛けること。
- ③人と人が対面する場所は、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽すること。
- ④利用者が距離を置いて並べるように目印の設置等を行うこと。
- ⑤受付を行うスタッフは、マスクを着用すること。

(3) 利用者への要求事項

1) 体調の確認

施設管理者は、利用当日に利用者から以下の事項を記載した書面の提出を求めることが必要です。なお、体温や利用前2週間の体調等については、入場の際に体温計で確認したり、口頭で確認する方法なども考えられます。

また、利用者がイベント主催者の場合は、代表者に参加者全員の情報を取りまとめて保管してもらい、代表者の連絡先等のみ提出してもらうことが必要です。

- ①氏名、年齢、住所、連絡先(電話番号)※個人情報の取り扱いに十分注意する。
- ②利用当日の体温
- ③利用前2週間における以下の事項の有無
 - ア 平熱を超える発熱
 - イ 咳(せき)、のどの痛みなど風邪の症状
 - ウ だるさ(倦怠感)、息苦しさ(呼吸困難)
 - エ 臭覚や味覚の異常
 - オ 体が重く感じる、疲れやすい等
 - カ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無
 - キ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ク 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

2) マスク等の準備と着用

施設管理者は、当日受付時に利用者全員にマスクの準備について周知できているか確認することが

必要です。

なお、運動・スポーツ中のマスクの着用は利用者等の判断によるものとするものの、受付、着替え等運動・スポーツを行っていない間、特に会話する時には、マスクの着用を求めることが考えられます。

3)施設利用前後の留意事項

利用者である個人や団体は、施設利用の前後のミーティング等においても、三つの密を避けること、会話時にマスクを着用するなどの感染対策に十分に配慮することが求められます。

(4)施設管理者が準備等すべき事項

I 手洗い場所

利用者が施設を利用している間に手洗いをこまめに行えるよう、以下に配慮して手洗い場所を確保することが必要です。

- ①手洗い場には石鹼(ポンプ型が望ましい)を用意すること。
- ②「正しい手の洗い方」及び「各自タオルの持参と共有の禁止」等の掲示をすること。

II 洗面所(トイレ)

洗面所(トイレ)は、感染リスクが比較的高いと考えられることに留意することが必要です。運動・スポーツを行う際に利用する洗面所(トイレ)について、以下に配慮して管理することが求められます。

- ①複数の利用者が触れると考えられる場所(ドアノブ、水洗トイレのレバー等)については消毒すること。
- ②トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう掲示すること。
- ③手洗い場には石鹼(ポンプ型が望ましい)を用意すること。
- ④「正しい手の洗い方」及び「各自タオルの持参と共有の禁止」等の掲示をすること。

III 更衣室・休憩スペース

更衣室や休憩スペースは、感染リスクが比較的高いと考えられることに留意することが必要です。運動・スポーツを行うための服装に着替える更衣室や、一時的な休憩をするための休憩スペースについて、以下に配慮して準備することが求められます。

- ①更衣室・休憩スペースの広さはゆとりを持たせ、他の利用者と密になることを避けること。また休憩スペースでは、対面で飲食や会話をしないようにすること。
- ②複数の利用者が触れると考えられる場所(ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、イス等)については消毒すること。
- ③換気の悪い密閉空間とならないよう換気に配慮すること

IV スポーツ用具の管理

スポーツ用具を複数の利用者が共有しないようにするため、利用者にスポーツ用具を持参してもらうよう周知することが求められます。なお、やむを得ず共有するスポーツ用具については、利用後に消毒することが求められます。また、利用者にスポーツ用具の貸出を行う場合は、貸出前後に消毒をすることが重要です。

V 観客等利用関係者の管理

施設に観客や利用関係者を入場させる場合には、観客等利用関係者同士が密な状態とならないよう、必要に応じ、あらかじめ観客席の数を減らすなどの対応をとることが求められます。また、大声での声援を送らないことや会話を控えること、会話をする場合はマスクを着用すること等の留意事項を周知することが必要です。

VI 運動・スポーツを行う施設の環境

運動・スポーツを室内で実施する場合には、換気の悪い密閉空間とならないよう十分な換気を行う必要があります。

VII 施設の入口

施設管理者は、施設の入口に手指の消毒を設置するとともに、施設利用時に利用者が遵守すべき事項のチェックリストを掲示することが求められます。

VIII ゴミの処理

ゴミは利用者の責任において持ち帰ることとし、ゴミ箱を設置しないことが望ましい。また、喫煙については敷地内だけでなく周囲においても禁煙とし、利用者のゴミや吸い殻が放置されていないか確認し、回収が必要な場合は、マスクや手袋を着用することが求められます。

IX 清掃・消毒

不特定多数が触れる環境表面を、始業前、終業後に清拭消毒することが重要です。

(5) 利用者が運動・スポーツを行う際の留意点

施設管理者は、利用者等に対し、以下の留意点や利用者が遵守すべき内容を周知し、徹底するよう求めることが必要です。

- ① 十分な距離の確保 ※感染予防の観点からは、少なくとも 2m の距離を空けることが適当である。運動・スポーツの種類に関わらず、運動・スポーツをしていない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離を開けること。(介助者や誘導者の必要な場合を除く。) 強度が高い運動・スポーツの場合は、呼吸が激しくなるため、より一層距離を空ける必要があること。また、マスクをしていない場合には、十分な距離を空けるよう特に留意する必要があること。

② 位置取り

走る・歩く運動・スポーツにおいては、前の人の呼気の影響を避けるため、可能であれば前後一直線に並ぶのではなく、並行する、あるいは斜め後方に位置取ること。

③ その他

- ア 運動・スポーツ中に、唾や痰をはくことは行わない。
- イ タオルは各自で用意し、共有はしない。
- ウ 水分補給等の飲食については、周囲の人となるべく距離を取って行き、飲み回しなどはしないこと。

(6)その他の留意事項

施設管理者は、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取り扱いに十分注意しながら、利用当日に利用者に提出を求めた書面について、保存期間を定めて保存しておく必要があります。

また、利用者から新型コロナウイルス感染症を発症したとの報告があった場合の対応について南丹市新型コロナウイルス感染症対策本部と確認しておくこと。